

# 令和6年度 第1回豊橋市まちづくり景観審議会議事録

1. 日 時 令和6年11月6日(水) 午前10時～11時40分

2. 場 所 豊橋市役所 西館7階 第1委員会室

3. 案 件

諮問事項

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について

報告事項

(1) 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備事業について

4. 出席委員 13名

浅野 純一郎 会長 朝野 正美 委員 江坂 雅世 委員 尾崎 義孝 委員  
小田 雅康 委員 加藤 克俊 委員 加藤 智久 委員 亀井 暁子 委員  
かんだ あさ 委員 北河 幹生 委員 近藤 暁夫 委員 佐藤 弘隆 委員  
松岡 孝子 委員

5. 欠席委員 1名

牧野 恭子 委員

6. 事務局 5名

金子都市計画部長

(都市計画課) 佐藤課長 戸倉専門員 小原技師 夏目主事

7. 審議会の結果

7-1. 浅野委員が会長に選出された。

7-2. 諮問事項の「景観重要建造物・景観重要樹木の指定について」は、市の案のとおり指定することが妥当であると答申することとなった。

8. 議事の概要

8-1. 諮問事項

市

<景観重要建造物の指定候補として「前芝の燈明台」、景観重要樹木の指定候補として「龍源院のお葉つき公孫樹」の2件を選定したことを説明>

○資料1：景観重要建造物・景観重要樹木の指定について

○資料2：景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度

委員

燈明台は昭和40年に愛知県の史跡に指定され、建築が昭和41年になっているのはどうしてか。また、指定の範囲には土地を含まないのか。

市

燈明台は1600年代に初めて建築されて以降、災害等で壊れるたびに修繕や建替えられてきた。昭和40年に改築をすることを契機に史跡へ指定することとされ、昭和41年に建替えが完了したものである。指定の範囲は、土地は含まず建造物のみである。

委員

葉に直接種子が付くものがあると初めて知ったが、珍しいものか。

市

たいへん珍しいもので、葉の根元に種子が3個付くものもある。

会長

燈明台は新しい建造物だが、景観重要建造物は古さを問わず景観上重要であれば指定されるのか。また、銘板はそれぞれどこに設置されるのか。

市

景観重要建造物は建造物の歴史的な価値を問うものではなく、景観上重要であるかが指定の基準であるため、新しいものでも対象となる。

燈明台の銘板は文化財の解説板の近辺に設置する予定である。

お葉つき公孫樹の銘板は樹木から少し離れた場所にある巨木名木100選の看板の横に設置する予定である。

会長

銘板は大切な建造物に影響しないように、直接設置しないことが望まれる。

委員

過去の指定物件は市民であれば知っているようなものであるが、それに比べると今回の物件は少しマイナーな印象がある。地域の人々には愛されているが、市民に愛されるためには、PRの仕方を工夫することが望まれる。

市

景観重要建造物等を指定する目的のひとつには、地域に埋もれた景観資源を広く知ってもら

うというものがあるため、今回指定候補にあげている。

PRは、報道発表、ホームページへの掲載、地元へのチラシの回覧を考えている。

委員

PRには周辺の景観を含んだ写真を載せるなど、見に行きたいと思わせる工夫をしていただきたい。

委員

広報とよはしへの掲載もひとつの手段だと思う。

会長

PRは大事だと思う。本格的にするのであれば前芝から伊勢路まで船がでていたと文献にあるので再現するのもひとつの方法である。

委員

写真にあるように燈明台の近くに松が1本立っている。そこに2、3本松を植えることができるともっと景観が向上すると思うので、市の土地であれば検討して欲しい。

市

土地の所有や関係規制について調べてみたい。

委員

燈明台の周りに柵があり景観に影響を与えているが、何か対策を考えていることはあるか。

市

柵は美術博物館が管理しているため修繕する計画があるか確認し、修繕する際には景観に配慮するように調整してみる。

委員

燈明台がかつてのように明かりを灯したり、イベントで活用されていることはあるか。

市

燈明台に明かりを灯したり、燈明台を活用したイベントは行われていない。お盆の時期には、地元で川灯ろうまつりを燈明台付近の川沿いで行っている。

委員

文化財のため火を灯すことは困難だと思うが、明かりのついた燈明台も景観上大切だと思うので、何かいい方策が検討できるといい。

会長

前芝燈明台保存会はまだ活動しているのか。

市

保存会は豊橋市に所有が移った時に、活動を終えている。

会長

地元が景観重要建造物の指定を機に盛り上がるという意見であるので、何かいい方策が検討できるといい。

会長

それでは審議会として答申をまとめる。

「前芝の燈明台」と「龍源院のお葉つき公孫樹」の2件を景観法に基づく景観重要建造物と景観重要樹木に指定することについて、本審議会として妥当と判断し、市長に答申したいと思うが、異議はないか。

委員全員

異議なし。

## 8-2. 報告事項

市

<今橋風致地区で「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備事業」について報告>

○資料3：風致地区について

提案段階であり、設計途中であるため、審議会の議決を経て、非公開とすることが決定された。

終了